

別表 1

届出等の種類	届出等の実施者	実施時期
様式第 1 号 (一)	PCB 廃棄物の保管事業者又は高濃度 PCB 使用製品の所有事業者	前年度の保管等の状況について、その次年度の 4 月から 6 月
様式第 1 号 (二)	PCB 廃棄物の処分業者	前年度の保管等の状況について、その次年度の 4 月から 6 月
様式第 2 号	PCB 廃棄物の保管事業者又は高濃度 PCB 使用製品の所有事業者 又は PCB 廃棄物の処分業者	保管の場所又は所在の場所を変更した日から 10 日以内
様式第 3 号	高濃度 PCB 廃棄物の保管事業者	保管の場所を変更する場合
様式第 4 号	PCB 廃棄物の保管事業者又は高濃度 PCB 使用製品の所有事業者	すべての高濃度 PCB 廃棄物若しくはすべてのその他の PCB 廃棄物の処分又はすべての高濃度 PCB 使用製品の廃棄が完了した日から 20 日以内
様式第 5 号	高濃度 PCB 廃棄物の保管事業者 又は高濃度 PCB 使用製品の所有事業者	特例処分期限日の適用を受けようとする場合（処分期限までに限る）
様式第 6 号	高濃度 PCB 廃棄物の保管事業者 又は高濃度 PCB 使用製品の所有事業者	特例処分期限日の適用に関する変更があった日から 10 日以内
様式第 7 号	PCB 廃棄物の保管事業者又は高濃度 PCB 使用製品の所有事業者 （地位の承継を受けた者）	承継があった日から 30 日以内
様式第 8 号	PCB 廃棄物の保管事業者又は高濃度 PCB 使用製品の所有事業者 （譲受者）	譲り受けた日から 30 日以内